

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第13号	令和5年3月16日	双海地域事務所	教育委員会 学校教育課
題 目（テーマ）： 双海町の通学バス運行について			
提 案 理 由（要旨）			
<p>通学バスの運行状況が悪いので、運行会社の変更をお願いします。 これまでに確認できた問題を挙げます。</p> <p>① 運行時間を守らない。児童がいないと時間前に発車する。 ② 児童を降ろすのを忘れそうになる。 ③ 児童が着席する前に発車する。 ④ バスを止め、目の届くところで排泄をする。 ⑤ 下校時の児童の乗車場を悪天候時でも待つことができ人目につきやすい下灘コミュニティセンター玄関前にするよう要請したが出来ないという回答のみである。 児童に対する配慮がない。 ⑥ 登校時に7時10分定刻を過ぎてもバスが来なかった。遅刻するため児童を車で送った後、8時頃にバスが来た。運転手と話したところ社長の指示に小学校の送迎が抜けていたため遅れたとの話であった。小学校から教育委員会を通じて運行会社に確認すると、朝バスは運行したが児童が不在だったので通過したという信じられない答えだった。</p>			
回 答 内 容			
<p>この度は本市が委託を行っている通学バスの運行ミスでご迷惑をおかけした点がございましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>まず、⑤のバスの停車位置に関するご意見を除く各項目のうち、①及び⑥については事業者への聞き取りにより、時刻より早く出発したことや運行忘れの事実が認められたため、入札執行者である財政課とも情報共有の上、発注者である学校教育課より当該事業者に対し強く指導を行いました。また、確認の取れなかった②から④の事項についても、マナーの悪さについてのご意見、指摘があった旨を伝え、市業務の受託者として責任を持って業務に当たるよう注意喚起を行いました。</p> <p>発注者として受託事業者が提供するサービスに不具合があれば当然ながら適切に指導をしていく所存ですが、業者の変更を、というご要望については、事業者は入札により公正に決定され、契約に基づいて業務履行されているものであり、ご指摘の点をもって直ちに變更できるものではない、ということもどうぞご理解願います。</p> <p>当該事業者は、地域住民の皆様の日常の移動手段を確保する交通事業者として重要な役割を担っており、市は教育その他の行政施策において連携を図りながら共に地域交通の活性化に取り組んでいるところであります。</p> <p>つきましては今後も継続して改善を促してまいりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、⑤のバスの乗車場所の移動に関してですが、こちらにつきましては、玄関前にバスを停車させることでその前後に死角が生じ、道路を横断しようとする施設の利</p>			

用者とバス横を通り抜けようとする自動車との接触事故等への不安が生じること。またバスの車幅に対して道路幅員が十分確保できないため、他の自動車との離合自体が困難となること。これらのことが安全運行への支障や他の利用者への迷惑にもなり得るため、運行業務の発注者である学校教育課、受注者であるバス運行事業者、下灘コミュニティーセンターの管理者である双海地域事務所の全者の共通意見として、移動を行うべきではないという結論に至ったものです。

お子様のためという保護者様のお気持ちは理解いたしますところ、バスの乗車場は安全に停車、乗車が可能であることが肝要であり、施設利用者全体を考慮した今回の判断について、どうぞご理解をお願いいたします。